

パブリックコメント手続き結果概要

1. 案件名

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する交野市職員対応要領（案）」

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市 福祉部 障がい福祉課
(2) 所在地 : 〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5番1号
(3) 電話番号 : 072-893-6400

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 平成28年2月29日（月）から
終了 平成28年3月28日（月）まで
(2) 結果周知手段 : 交野市ホームページ
(3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）
障がい福祉課窓口

4. 受付した意見等の件数

合計 1件（延べ 3件）

（注）一回の提出で複数項目に意見をいただいたものがある場合、それを分けて延べ件数として（ ）内に記載した。

5. 受付した意見等の結果

(1) 別紙、当該要領に係る留意事項に関する意見	1件
(2) 「6. 研修・啓発」に関する意見	2件
その他、パブリックコメント対象外の意見	0件
合計	3件

6. 意見等に対する考え方・対応

(1) 別紙、当該要領に係る留意事項に関する意見

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
<p>「努めることが望ましい」との表現が複数あるが、それらすべてを「努めなければならない」または「努めるものとする」と表記すべき。</p> <p>「対応要領」には「ねばならない」と表記されているのに、大きくゆるめた表現では、職員は「努めなくともよい」と受けとってしまい、法規定の義務とは受け止めなくなる。</p> <p>(案3・5・6 ページ)</p>	<p>「望ましい」の旨の表現は、できるだけ取り組むことを意味したものです。</p> <p>当事者をはじめ家族、関係者、事業者、市民などとの対話による支えあいが共生社会に向けて重要なこと、行政機関の合理的配慮の提供等が法的義務と位置づけられていることから、4 か所について「努めるものとする。」に修正いたします。</p>	1 件

(2) 「6. 研修・啓発」に関する意見

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
<p>障がい者別にそれぞれ詳細な対応マニュアルを作成する旨を記載すべき。</p> <p>またその作成には障がい者・団体の意見を聞きつつ、ともに作成すべき。</p> <p>記載事例が少なく、このままではさまざまな特性をもった障がい者に対応できないと思われる。</p> <p>(案2 ページ)</p>	<p>障がいのある人と接する際には、障がい特性に応じた対応が求められます。</p> <p>現時点では、類型別に代表例を整理しているところであり、今後、当事者等の意見を反映して、障がい特性に応じた具体例の蓄積を行い、マニュアルを充実いたします。</p>	1 件
<p>障がい当事者を交えた職員の実施研修を行う内容を盛り込むべき。</p> <p>机に座った研修だけでは実際の対応がスムーズにいかないことが明白。</p> <p>(案2 ページ)</p>	<p>職員の障がいに関する正しい知識の習得と理解を深めることを目的とした要領を推進するなかで、研修方法や内容等については、ご提案いただきました障がい者との対話を交えた研修を含めてより効果的な研修を実施いたします。</p>	1 件